

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登校時間・授業遅刻)

第2条 登校時間・授業遅刻について、次のことを指導する。

- (1) 8時20分までに席に着いておく。(予鈴…8時15分)
- (2) 理由があって欠席や遅刻をする場合は、8時から8時10分の間に保護者に学校に連絡をしてもらう。
- (3) 8時30分以後に登校した場合は、職員室で理由を伝えて「遅刻連絡票」を受け取り、理由等を記入したうえで、担任または授業者に渡す。
- (4) 登校後、授業に遅刻する場合は、「授業遅延届」を受け取り、授業者に渡す。

2 1か月内に遅刻3回で保護者連絡し、5回で保護者に来校を依頼して、遅刻をなくすための指導を行う。

ただし、保護者からの遅刻の連絡が入っていたり、「授業遅延届」を受け取っていたりする場合は配慮する。

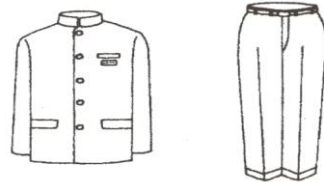
(服装・髪型)

第3条 華美でなく清潔な身だしなみを心がけるよう、次のとおりとする。冬服、夏服は、気温や体調に合わせて自分で選んでよい。ただし、儀式や集会などでは、全校でそろえる。

(6月1日、10月1日を移行のめやすとする。)

(1) 男子の制服

- ① 標準学生服(標準マーク付き)
- ② 色は黒でつめえり、下衣は長ズボン。
- ③ 夏は、ポロシャツと長ズボン。



- ④ 上衣
 - ・5つボタン。
 - ・カラーは白色のもの。(カラー付きの上着もある。)
 - ・ホックをしめて着用。
 - ・寒いときは、シャツの上に黒・紺・灰色の無地のセーターを着てもよい。セーターのそで口は、上着から出ないようにする。
- ⑤ 下衣
 - ・すそはダブル、シングルのいずれでもよい。短くしたり、太くしたりしない。
- ⑥ シャツ
 - ・学校指定のポロシャツ。
 - ・第一ボタンをしめて着用する。
 - ただし、5月～10月の期間は、体調に合わせてポロシャツの第一ボタンを外して生活してよい。
 - なお、儀式や朝会などでは第一ボタンをしめてのぞむこと。
 - ・肌着は、無地の白色かベージュとする。

⑦ ベルト・黒、紺色で装飾のないもの。極端に細いもの及び太いものは用いない。

(2) 女子の制服

① 標準学生服

② 色は紺色または黒。下衣はスカートもしくはスラックス。

③ ベストを着用してもよい。

④ 夏は、ポロシャツとスカート。

⑤ 上衣 ・身ごろはダブルの打ち合わせ6つボタン。

・ベストのえりぐりはV型。丸型のどちらでもよい。長袖ポロシャツの上に着用する。

・寒いときは、シャツの上に黒・紺・灰色の無地でV型のセーターを着てもよい。セーターのそで口は、上着から出ないようにする。

⑥ 下衣 ・スカートはプリーツ（片ひだ）、後ろから見て膝裏の線が見えない丈で、ミニやロングにしない。

⑦ シャツ ・学校指定のポロシャツ。

・第一ボタンをしめて着用する。

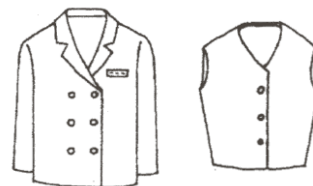
ただし、5月～10月の期間は、体調に合わせてポロシャツの第一ボタンを外して生活してよい。

なお、儀式や朝会などでは第一ボタンをしめてのぞむこと。

・肌着は、無地の白かベージュとする。

⑧ ベルト（スラックスの場合）

・黒、紺色で装飾のないもの。極端に細いもの及び太いものは用いない。



(3) マフラー・ネックウォーマー及び手袋等の着用

① 冬季（12月1日～2月末日）には、マフラー・ネックウォーマー及び手袋の着用を許可する。

② 学校に持参し認められた黒・紺・灰色で無地の物（ワンポイントや毛足の長い物は不可）を使用する。

③ 下足場ではずし、すぐにカバンの中へ入れる。

④ 女子はストッキング（無地・ベージュのみ）の着用を許可する。ただし、体育授業や運動部活動では不可とする。

⑤ 違反した場合は使用禁止とする。

(4) くつ

① 白色の運動靴（ひも靴）とする。

② 部活動時のみ、運動に適する靴を許可することがある。

③ ハイカット、ミドルカット及びマジックテープでとめる型は使用できない。

(5) くつ下

① 白色・黒色・紺色の無地とする。ワンポイントは不可とする。

② ミドル丈（レギュラーサイズ）。

(6) 名札

① 学校指定の名札を購入してつけること。

(7) 通学カバン

① 学校指定の通学カバン（黒）を必ず使用する。通学カバンに入りきらない場合は、サブバッグを使用する。

② 通学カバン、サブバッグにアクセサリ等はつけない。

(8) 頭髪

① 男子 前髪はまゆが見えるようにし、後髪はえりにかからないようにする。不自然な髪型（ツブロック、モヒカン、一部に長短がある等）にしないようにする。

- ② 女子 前髪はまゆが見えるようにし、後髪は肩までとする。肩より長い場合は、黒、紺色・茶色のゴムで髪が前に垂れないように「二くくり」「一くくり」（耳より下の高さでむすぶ）とする。
- ③ 共通 整髪料はつけない。
パーマ、染色は禁止する。

2 違反した場合は、その場で直させるか、期限を決めて直させる。

(装飾・装身具・不要物等)

第4条 装飾・装身具・不要物等について、次のことを指導する。

- (1) メイク、マニキュア等の爪や身体への装飾をしない。
- (2) まゆ毛の整形をしない。
- (3) ピアス、ネックレス、カラーコンタクト、ミサガ等の装身具を身につけない。
- (4) 菓子類、雑誌、ゲーム、携帯電話等授業に関係ない物は持ってこない。
- (5) お金は必要以外に持ってこないようにする。持ってきた場合は、朝の会で担任に預ける。
- (6) においのする物を持ってこない。

2 違反した場合は、保護者連絡をして直させたり、担任が一時預かって保護者に返却したりするか、承諾を得て処分できるものは学校で処分する。

携帯電話については、保護者に来校を依頼して、使用方法等について指導する。

(器物破損)

第5条 校内で器物を破損した場合は、次のことを指導する。

- (1) 破損した場合は、必ず担任または教頭に届け出る。
- (2) 原則としては破損者が全額弁償とする。

2 器物破損があった場合は、本人に指導するとともに、担任が保護者に連絡する。

第6条 その他遵守事項

- (1) 外出するときは、家の人に必ず行き先、目的、同行者、帰宅時間等を告げる。夜間外出は保護者同伴を原則とし、外泊は禁止する。
- (2) 映画館、ゲームセンター、ボウリング場、カラオケボックス等へは、保護者同伴以外では出入りしないこと。
- (3) 交通ルールを厳守し、自転車の二人乗り、鉄道線路上の通行等の交通違反を絶対にしないこと。
- (4) 休業中の登下校や、部活動での大会や練習試合での行き帰りにおいても、買い食いや携帯電話の持ち込みをしない等、学校生活に関するきまりを守る。
- (5) アルバイトは禁止する。

第3章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第7条 授業を受けることを原則とするが、次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ① 喫煙・飲酒
 - ② 暴力・威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物破損
 - ④ 窃盗・万引き
 - ⑤ 性に関すること

- ⑥ 薬物等乱用
 - ⑦ 交通違反
 - ⑧ 刃物等所持
 - ⑨ その他，法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の規則等に違反する行為
- ① 喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）
 - ② いじめ
 - ③ 授業妨害・授業放棄・カンニング等
 - ④ 家出・深夜徘徊・暴走族への加入等
 - ⑤ 登校後の無断外出・無断早退
 - ⑥ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
 - ⑦ その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導の内容)

第8条 特別な指導とは，説諭，反省文及び振返り，授業反省指導，別室反省指導（相談室等）等をいい，自分の問題行動に対して深く反省させるとともに，今後の生活や学習について再出発することを促すものである。ただし，発達段階や問題行動の程度，繰り返しの状況を考慮して指導を行う。

2 特別な指導を行う際には，保護者に来校を依頼し，必要に応じて管理職が対応する。

第9条 授業反省指導は，概ね1日から1週間，別室反省指導は，概ね1日から3日とする。ただし，問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

2 問題行動を起こした生徒については，保護者来校を要請し，指導を行う。

3 法令・法規に違反する行為，いじめ，暴力行為，及び特別な指導を繰り返す場合は，警察・子ども家庭センター等の諸機関と連携を図る。

第4章 雑則

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか，本校の生徒指導に必要な事項は，校長が別に定める。

付則

この生徒指導規程は，平成23年 4月1日から施行する。

本規程を一部改正し，平成24年 4月1日から施行する。

本規程を一部改正し，平成24年 9月1日から施行する。

本規程を一部改正し，平成24年10月1日から施行する。

本規程を一部改正し，平成25年 4月1日から施行する。

本規程を一部改正し，平成25年 9月1日から施行する。

本規程を一部改正し，平成26年 4月1日から施行する。

本規程を一部改正し，平成28年 4月1日から施行する。

本規程を一部改正し，平成29年 4月1日から施行する。

本規程を一部改正し，平成30年 4月1日から施行する。

本規程を一部改正し，平成31年 4月1日から施行する。

本規程を一部改正し，令和 2年 4月1日から施行する。

本規程を一部改正し，令和 3年 4月1日から施行する。

本規程を一部改正し，令和 4年 4月1日から施行する。

本規程を一部改正し，令和 5年 4月1日から施行する。